

医政発 1208 第 3 号
令和 4 年 12 月 8 日

各都道府県知事 殿
関西広域連合長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

准看護師試験の実施に係る留意事項等について

今般、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（令和 2 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）が公布・施行され、併せて保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）、准看護師試験基準（平成 15 年厚生省告示第 126 号）の改正が行われたことにより、准看護師試験の試験科目及び科目ごとの問題数が改正されたところである。

貴職において、准看護師試験を実施されるに当たっては、改正後の准看護師試験基準によるほか、全国通用性を持つ業務独占資格である准看護師免許の意義を保持するという観点から、下記の事項について技術的助言を行うものであるので、適切な対応をお願いしたい。

併せて、准看護師試験の実施状況に関する資料を別紙様式により作成し、実施年度の 3 月末日までに厚生労働省医政局看護課に提出されたい。

なお、本通知をもって、「准看護師試験の実施に係る留意事項等について」（平成 15 年 4 月 3 日付医政発 0403003 号厚生労働省医政局長通知）は廃止する。

記

1 試験の基本方針について

准看護師は、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とすることから、患者の心身の状態を正確に観察し、医師、歯科医師又は看護師に報告し、その指示に基づいて療養上の世話及び診療の補助を安全、安楽かつ効果的に実施できる能力が評価されるよう配慮すること。

2 問題作成に当たっての留意点

(1) 問題作成に当たっての基本的な考え方

- ア 細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、看護を中心とした内容となるよう配慮すること。
- イ 患者を観察した内容を的確に表現できる専門用語、正常からの逸脱を判断する基準、指示が理解できる知識、看護行為の根拠や目的及び看護技術に関する基礎的知識について問う問題を中心とすること。
- ウ 知識の想起及び理解を問う問題を中心に出題すること。
- エ 問題の難易度は、平均的な正解率が6割から7割となるようにすること。
- オ 試験問題の作成に当たっては専門領域の異なる複数の委員が検討し、問題の客観的な妥当性を高めるよう工夫すること。

(2) 出題内容について

各試験科目ごとの出題内容は、別表に定めるところによること。

(3) 出題形式等について

- ア 多肢選択形式問題における単純択一形式 (One-Best-Response) で、4つの選択肢のうちから1つの正解肢を選ぶものを中心に出題し、多真偽形式 (Multiple-True-False) 定数型で、設問に対して4つの選択肢を置き、肢の2つを組み合わせた4つの解答肢のうちから1つを選ぶものの出題は最小限とすること。
- イ 選択肢は単語又は単文で表現すること。
- ウ 状況から判断する問題を作成する場合、状況の説明は2行から3行程度の簡潔なものとする。

3 試験問題の事後評価について

審査委員会を設置し、実施した試験の採点結果について、正解率及び識別指数等を参考にして検討を行い、出題された問題の評価を行うこと。

4 都道府県間の調整について

准看護師免許の全国通用性を担保する観点及び問題作成事務の作業量を削減する観点から、複数の都道府県が共同で統一試験問題を作成することや、可能な限り同一日時に試験を実施することが望ましいものであること。

別紙様式

都道府県名			
合同で開催した都道府県名			
試験実施日		月	日
試験所要時間		時間	分
受験者数			人
	准看護師学校養成所		人
	高等学校 衛生看護科	都道府県内	人
		都道府県外	人
	養成所	都道府県内	人
		都道府県外	人
	看護師学校養成所		人
			都道府県内
			都道府県外
	看護師国家試験受験資格の認定を受けた者		人
	うち、EPAに基づく看護師候補者		人
	准看護師試験受験資格の認定を受けた者		人
合格者数			人
	准看護師学校養成所		人
	高等学校 衛生看護科	都道府県内	人
		都道府県外	人
	養成所	都道府県内	人
		都道府県外	人
	看護師学校養成所		人
			都道府県内
			都道府県外
	看護師国家試験受験資格の認定を受けた者		人
	うち、EPAに基づく看護師候補者		人
	准看護師試験受験資格の認定を受けた者		人
合格率			%
出題数			
合格基準			点
平均得点			点
特記事項			

注) 実施した試験問題を添付すること。

<記載要領>

- ① 広域連合で准看護師試験を実施の場合には、「都道府県」を「広域連合」と読み替えて記載すること。
- ② 「合同で開催した都道府県名」は、試験を合同で実施した都道府県がある場合に、当該都道府県名を全て記載すること。
- ③ 「看護師国家試験受験資格の認定を受けた者」は、保健師助産師看護師法第21条第5号の規定により看護師国家試験受験資格の認定を受けた者（「EPAに基づく看護師候補者」を含む）を記載し、「准看護師試験受験資格の認定を受けた者」は、保健師助産師看護師法第22条第4号の規定により准看護師試験受験資格の認定を受けた者を記載すること。
- ④ 「EPAに基づく看護師候補者」は、経済連携協定（EPA）に基づく看護師候補者として看護師国家試験受験資格の認定を受けた者を記載すること。
- ⑤ 「合格率」及び「平均得点」は、それぞれ小数点第1位まで記載すること。
- ⑥ 「合格基準」及び「平均得点」は、総得点を100点満点に換算した得点とすること。

別表

試験科目	出題内容
人体の仕組みと働き	人体の仕組み・働きについての基礎的知識と理解を問う。 1. 人体の仕組み 2. 人体の働き
栄養	健康に影響を与える食生活や栄養に関する基礎的知識と理解を問う。 1. 食生活と健康 2. 栄養素と消化吸收 3. 疾病と食事・栄養
薬理	薬物が人体に及ぼす影響と薬物の取扱いに関する基礎的知識と理解を問う。 1. 薬物に対する人体の反応 2. 薬物の取扱い 3. 主な薬物の種類と作用
疾病の成り立ち	疾病の原因と経過の概要並びに微生物が人体に及ぼす影響を知り、微生物と感染との関連及び対処法についての基礎的知識と理解を問う。 1. 疾病の種類 2. 主な症状のメカニズム 3. 主な疾病の概要 4. 微生物の種類と特徴 5. 感染と感染経路、人体への影響 6. 感染予防
保健医療福祉の仕組み	保健医療福祉制度を理解し、他の医療従事者と協働するための基礎的知識を問う。 1. 保健医療福祉制度の概要 2. 他の医療従事者の役割と協働
看護と法律	保健師助産師看護師法を中心として看護活動に関連する法規の基礎的知識と理解を問う。
基礎看護	看護の各領域に共通の基礎的理論や基礎的技術の知識と理解を問う。 【看護概論】 医療における看護の役割と位置づけについての基本的知識と理解を問う。 1. 健康の概念 2. 看護の概念、定義 3. 看護の対象 4. 看護の機能と役割 5. 看護と医療安全

	<p>患者の人権を守るとともに倫理に基づいた行動をとるための基礎的知識と理解を問う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 患者の人権の尊重 2. 職業人としての倫理 <p>【基礎看護技術】</p> <p>看護実践の基礎となる患者とのコミュニケーション、観察・報告・記録、日常生活の援助及び診察時の補助技術の理解を問う。また、患者の状態に応じて正確かつ安全・安楽に行うための基礎的知識と理解を問う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コミュニケーション 2. 観察・報告・記録 3. 安全・安楽 4. 日常生活の援助技術診察時の補助技術 <p>人間の生活や疾病・障害を有する人々を理解するための基礎的知識を問う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 欲求とストレス 2. 患者の心理の理解 <p>【臨床看護総論】</p> <p>患者の経過や患者と家族について理解し、状態に応じた看護、治療や処置に伴う看護を行うための基礎的知識と理解を問う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 患者と家族の理解 2. 患者の経過別看護 3. 主要症状別看護 4. 治療、処置別看護 5. 継続看護 6. 医療用機器の原理と実際
成人看護	<p>健康障害をもつ成人の特徴及び日常生活の援助と診察の補助を行うための基礎的知識と理解を問う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成人期の特徴と健康問題 2. 疾病・障害をもつ成人の看護
老年看護	<p>加齢に伴う変化、健康障害をもつ老年期の特徴及び日常生活の援助についての基礎的な知識と理解を問う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 老年期の特徴と生活の援助 2. 疾病・障害をもつ高齢者の看護
母子看護	<p>出産前後の母子及び疾病・障害をもつ子どもの特徴を理解し、日常生活の援助と診療の補助を行うための基礎的知識と理解を問う。</p> <p>【母性看護】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 妊娠、分娩、産褥期にある女性の生理的変化と生活の援助

	<p>2. 産褥期の看護</p> <p>【小児看護】</p> <p>1. 子どもの成長・発達と生活の援助</p> <p>2. 疾病・障害をもつ子どもの看護</p>
精神看護	<p>精神の健康保持と精神疾患・障害がある者の日常生活の援助及び診療の補助を行うための基礎的知識と理解を問う。</p> <p>1. 精神の構造と機能</p> <p>2. 精神の健康保持</p> <p>3. 精神疾患・障害がある者の理解と看護</p>